

令和7年7月24日

令和7年度 第1回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料1】



国民健康保険運営協議会について (これまでの協議会の振り返り)

過去の議事録データ等(令和4年度～)

↓ 詳細はこちら ↓



国民健康保険運営協議会の目的と役割

目的

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関で、国民健康保険法により保険者である市町村に設置が義務付けられています。

市の執行機関の附属機関であり、市長の諮問に応じて、**国保事業の運営に関する重要事項について審議**し、その結果の**意見を答申**することが主な役割です。

*諮問…有識者または特定の機関などに、意見を求めること。

*答申…上級の官庁や上役の問いに対して意見を申し述べること。

役割

国

国民健康保険事業の目的に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進する。

(国民健康保険法第4条(1))

県

安定的な財政運営、市町村の国保事業の効率的な実施の確保、県及び市町の国保の健全な運営についての中心的役割を果たす。

(国民健康保険法第4条(2))

市

被保険者の資格の取得および喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(税)の徴収、保健事業の実施その他。

(国民健康保険法第4条(3))

国民健康保険運営協議会の審議事項と組織



協議会について

〈 審議内容 〉

(1)	一部負担金の負担割合に関する事
(2)	保険税の賦課方法に関する事
(3)	保険給付の種類及び内容に関する事
(4)	保健事業の実施大綱の策定に関する事
(5)	その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項に関する事

〈 委員構成 〉

計14人以内

	これまで	令和7.7.1～
公益代表	5人	4人
被保険者代表	5人	4人
保険医又は保険薬剤師代表	5人	4人
被用者保険等保険者	2人	2人以内

※令和6年度条例改正

※任期は3年

その他 重要事項

- ・国民健康保険制度は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。
(法第2条)
- ・【保険者】都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、法の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。(法第3条)
- ・【被保険者】都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。(法第5条)
- ・【適用除外】社会保険適用者、後期高齢者医療事業対象者、生活保護受給者等は被保険者としな

(法第6条)

磐田市の国保財政について

- ◆ 被保険者数の減少により、総医療費は減少傾向だが、医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、1人当たりの医療費は増加傾向
- ◆ 国保財政の運営責任主体の変更による方針に沿った対応（保険料水準の統一）

磐田市国保の持続可能な運営を確保するには・・・

歳入不足の課題

磐田市は県内唯一の法定外繰入実施

(1) 医療費の適正化

＊医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の患者・予備群の減少に向けた取組み推進

(2) 税率の見直し

磐田市：平成20年度以降、税率を据え置いてきた結果、法定外繰入が常態化していた
国・県からは「法定外繰入の解消・保険料水準の統一取組」を求められている

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会にて「諮問・答申」を経て段階的に令和4年度から税率改定を実施

NEXT 経緯

国民健康保険運営協議会の振り返り(R2.R3)

令和2年度

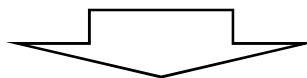
〈 税率のあり方について諮問 〉 (R2.8.27 市長から協議会会長へ)

【 国・県の動向 】 法定外繰入の解消・保険料水準の統一に向けた取組みを推進

【 本市の状況 】 税率を据え置いている結果、法定外繰入が常態化(財政状況の改善が必須)

⇒「磐田市の国民健康保険税率のあり方」を検討する必要性が高まり、以下2点について諮問

- ・被保険者の負担感に配慮した段階的な税率の改正計画及び改正方法
- ・令和4年度の税率案



令和3年度

〈 税率のあり方について答申 〉 (R3.8.20 協議会会長から市長へ)

◆今後の事業費納付金や被保険者数の推移など、先行きが不透明な状況ではあるが、原則として、令和4年度から2年ごと4回の改定により、当面の歳入不足額(約7億円)を解消する計画を基本とする。

◆令和4年度の税率案は、県が算定する標準保険料率に段階的に近づけようとするもので、これにより約1.7億円の増収を見込む。(被保険者一人あたりの調定額は、平均で約5,000円の増加が見込まれる。)

※答申を受け、市ではコロナの状況を鑑み、3,500円の増加に変更

◆今後の国や県、他市町の動向や新型コロナウイルス感染症の状況等も考慮し、毎年度財政状況等の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

答申書を市長に提出

令和3年8月20日



国民健康保険運営協議会の振り返り(R4.R5)

〈国保財政の現状共有〉

◆ 委員改選の実施

⇒ 令和4年7月1日～令和7年6月30日の任期

◆ 国保財政の課題共有

⇒ 医療費分析や磐田市の国保分析を共有

※コロナ禍にて電子化対応としてWEBでの開催調整を定着

令和4年度

〈 税率改定について諮問 〉 (R5.10.26 市長から協議会会長へ)

【 国・県の動向 】

法定外繰入の解消・保険料水準の統一に向けた取組みを推進

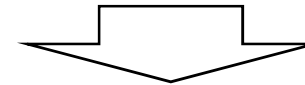
【 本市の状況 】

法定外繰入が常態化（財政状況の改善が必須）

⇒ 「磐田市の国民健康保険税率改定」について諮問

・ 令和6年度及び令和7年度の税率改定案

令和5年度



〈 税率改定について答申 〉 (R5.11.17 協議会会長から市長へ)

◆令和4年度改定時には、2年毎に被保険者一人あたりの保険税年額を約5,000円増額する税率改定を4回することで歳入不足額を令和10年度に解消する計画であったが、段階的に継続して歳入不足額を削減していくためには、被保険者一人あたり**事業費納付金の増加等を見据えた計画への変更が必要**である。

◆被保険者一人あたり増額幅を**2カ年度合計で約8,300円**とし、2年毎から毎年の改定とすることで、1回の増額幅を抑えた激変緩和策が図られており、**急激な負担増へ配慮**したことがうかがえる。

◆**令和8年度以降の税率改定**については、国、県及び県内他市町の動向も踏まえながら**毎年財政状況等の検証**を行い、必要に応じて計画の**見直し**を行うこと。

答申書を市長に提出

令和5年11月17日



令和6年度報告事項

- ・令和6年度国民健康保険税課税状況の説明
- ・磐田市の健康課題
健診結果の分析から課題を把握し、計画へ反映。
課題に応じた保健事業を実施し、健康や生活の向上、医療費の適正化を図る。
- ・医療費分析
令和6年度報告分医療費データを分析し、医療費にかかる疾病割合、生活習慣病との関係、高額療養費の保険給付内容、特定健診受診状況について説明。
- ・委員定数改正
次期改選から17人を14人以内に改正

国民健康保険運営協議会令和7年度の予定

第1回 7月24日(木)	国民健康保険運営協議会について 医療保険制度と磐田市国保の状況について 国民健康保険税の現状と税率改定について
第2回 8月21日(木)	令和6年度事業報告について 国民健康保険税率改定について
10月22日(水)	国民健康保険運営協議会委員研修会 (静岡県国民健康保険団体連合会主催)
第3回 10月23日(木)	国民健康保険税率改定(諮問)
第4回 11月13日(木)	国民健康保険税率改定(答申案) 国民健康保険事業実施計画について
第5回 令和8年1月29日(木)	令和8年度国民健康保険事業特別会計当初 予算(案)